

学校法人神野学園ハラスメント防止対策委員会規則

(趣旨)

第1条 学校法人神野学園におけるハラスメントの防止のための措置及びハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置を講じるために、神野学園ハラスメント防止対策委員会（以下「委員会」という）を置き、委員会の運営に関し必要な事項は、この規則に定めるところによる。

(委員会の構成)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員で構成する。

- 一 本部常任理事のうち1名
- 二 各学校の長
- 三 本部及び各学校の事務局長
- 四 総括相談員
- 五 本部人事課職員のうち1名
- 六 本部事務局、各学校の職員のうちから理事長が指名した者 若干名

2 前項第一号、第五号及び第六号に規定する委員は理事長が任命する。

(任期)

第3条 前条第1項第一号、第五号及び第六号に規定する委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会には、委員長及び副委員長を各1名置く。

- 2 委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 5 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(審議事項)

第5条 委員会の審議事項は、以下の各号に掲げるとおりとする。

- 一 ハラスメント防止対策にかかる啓発及び研修に関する事項
- 二 ハラスメントに起因する問題にかかる調査及び対応に関する事項
- 三 ハラスメントの再発防止にかかる改善策に関する事項
- 四 その他、ハラスメント防止対策にかかる重要事項

2 ハラスメントに起因する問題の当事者に学生が含まれる場合、前項第二号及び第三号に掲げる事項の審議は、当該ハラスメントに起因する問題が発生した学校に設置するハラスメントに関する事案に対応する部署（以下「ハラスメント事案対応部署」という）と協議するものとする。

(権限)

第6条 委員会は、次の各号に掲げる権限を有する。

- 一 ハラスメント防止対策にかかる啓発及び研修を実施すること。
- 二 ハラスメント調査委員を指名し、ハラスメント等調査委員会を設置すること。

三 ハラスメントの再発防止の措置を講じること。

四 ハラスメントにかかるプライバシーの保護、不利益取扱いの禁止及び名誉回復について必要な措置を講じること。

2 委員会は、ハラスメント事案対応部署に前項第一号、第三号及び第四号の一部を委任することができる。

(会議)

第7条 委員会は、委員総数の過半数の出席をもって成立する。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員会は、必要があると認めるとき、委員以外の者の出席を求めて、その意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、委員会で知り得たハラスメントに関する個人情報の内容を他人に漏らしてはならない。委員退任後も同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、本部事務局総務部において処理する。

(規程の制定)

第10条 ハラスメントに関し必要な規定等は、委員会が案を作成し、理事会の議決を経て制定する。

(規程の改廃)

第11条 この規則の改廃は、理事会の議決を経て行うものとする。

附 則

1 この規則は、平成23年12月1日から施行する。